

監査実施日	監査の結果	放棄等の手続きを行なう等、不納欠損処理を進める。
(指導事項) 2件 (収入1、物品1)	講じた措置(又は今後の方針等)	
1)歳入について、次のとおり収入未済があった。 工事契約解除に伴う違約金 平成13年度分 先数 1件 113,400円	1)歳入の収入未済について 未収となっている債権の消滅時効の期間 10年が経過し、かつ、債務者の時効の援用 もないことから、当該未収金債権の議会における権利放棄に向けて、必要な手続きを進めているところである。 2)物品購入報告書の作成について 財務規則に従い物品購入報告書を作成した。 今後は、会計事務自己点検表等を利用して、作成漏れのないよう日常的に点検を行なう。	
監査対象所属 監査対象期間 監査実施日	産業労働部 産業政策課(海外展開・成長分野推進室) 平成23年度 平成24年6月1日、7月19日	講じた措置(又は今後の方針等)
(指導事項) 1件 (給与1)	1)単身赴任手当の支給において、4月1日の事実発生日から15日を経過後に提出された届については、本来受理日の翌月である5月から支給すべきところ、4月から支給したため過払いとなっていた。	1)予備監査後直ちに対象職員に対し過払いのれい入を求め、平成24年7月11日にわい入された。 2)やまなしベンチャー育成投資事業有限責任組合出資金について、投資企業の一部に保有株式の売却があり、出資金が減少したが、公有財産事務取扱規則第50条第1項の規定に基づく移動報告が提出されなかつた。
監査対象所属 監査対象期間 監査実施日	産業労働部 商業振興金融課 平成23年度 平成24年6月12日、7月19日	講じた措置(又は今後の方針等)
(指導事項) 1件 (収入1)	1)歳入について、次のとおり収入未済があつた。 ①中小企業高度化資金貸付金償還金(元金) 過年度分 10,734,174,193円 平成23年度分 16,227,000円 合計 先数 8件 10,750,399,193円 ②中小企業高度化資金貸付金償還金(利子) 過年度分 先数 1件 4,944,876円 小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金 過年度分 先数 13件 41,031,440円	1)①及び②について 9月定例県議会において、地方自治法第96条第1項第6号及び第10号の規定に基づき、債権譲渡及び債権放棄の議決を得たため、不収欠損処分を行なつた。平成23年度分(1件)については、回収のため、担保物件の処分を行なうこととして競売の申立てを行つた。 ③「山梨県滞納債権処理方針」及び「山梨県債権回収及び処理マニュアル」に従い、回収見込みのある貸付先については、少額ザつでも回収が進むよう貸付先への訪問や電話連絡により引続き債権請求を行ない、回収見込みのない貸付先については、債権
監査対象所属 監査対象期間 監査実施日	産業労働部 産業支援課 平成23年度 平成24年6月11日、7月19日	講じた措置(又は今後の方針等)
(指導事項) 2件 (収入1、財産1)	1)歳入について、次のとおり収入未済があつた。 ①山梨県産業集積促進助成金返還金 平成22年度分 先数 1件 138,401,000円 ②山梨県産業集積促進助成金返還金、加工算金及び過料等 平成22年度分 11,359,500円 平成23年度分 22,468,500円 合計 先数 1件 33,828,000円	1)平成18年度に5,600,000円の返還命令を行なつたが、事業者は経営が厳しい状況から一時に全額を返還することができないことを申し立てている。 2)公有財産事務取扱規則第50条第1項の規定に基づき移動報告を提出した。 1)①について 山梨県産業集積促進助成金返還金については、債務者の申請に基づき、平成23年3月31日付け及び平成24年3月30日付けで地方自治法施行令第171条の6を根拠に分割納付による履行延期を承認しており、現在、同申請と同時に提出された支払計画書に基づき返還が行なわれている。 平成23年度末までに95,000,000円が返還されており、未収金額は83,401,000円と減少している。 引き続き、支払計画書どおりの返還がされると、今後も定期的に要請を行なつていい。 ②について

		上記の履行延期の承認の際、助成金返還を優先させることを承認しており、延滞金及び加算金の納付については、助成金返還後も協議することとなっている。	
監査対象期間	平成23年度	監査実施日	平成24年6月21日、7月23日
(指導事項) 2件 (支出2)	講じた措置 (又は今後の方針等)	(指導事項) 2件 (支出2)	講じた措置 (又は今後の方針等)
監査対象所属	産業労働部 労政雇用課	監査対象所属	観光部 國際交流課 (バスポートセンター)
監査対象期間	平成23年度	監査実施日	平成24年6月21日、7月23日
監査実施日	平成24年6月11日、7月19日	監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)
(指導事項) 1件 (物品1)	講じた措置 (又は今後の方針等)	(指導事項) 1件 (収入1)	講じた措置 (又は今後の方針等)
1) 郵便切手類受取者の事務引継について、財務規則第264条第2項に規定する帳簿末尾余白への年月日の記載、前任者及び後任者の記名押印がされていなかった。	1) 年度当初に前任者及び後任者の立ち会いのもと引継を実施したが、帳簿末尾余白へいなかつたため、再度帳簿を確認し、末尾余白へ年月日の記載、確認者の記名捺印を行なった。	1) 公共資金前渡職員口座に発生した預金利息の調定が遅延していた。	1) 毎月の公共料金支払い後、通帳記入を行い、支出の確認を行っている。 また、預金利息の発生月に、再度通帳の確認を行い預金利息が発生した際には、適切な処理を行う。
監査対象所属	観光部 観光企画・ブランド推進課	監査対象所属	農政部 果樹食品流通課 (農産物販売戦略室)
監査対象期間	平成23年度	監査実施日	平成24年7月25日、8月27日
監査実施日	平成24年6月22日、7月23日	監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)
(指導事項) 2件 (支出1、契約1)	講じた措置 (又は今後の方針等)	(指導事項) 1件 (物品1)	講じた措置 (又は今後の方針等)
1) 公用車保管場所変更届出に係る資金前渡について、同一支出命令書による一連の支払事務終了後7日目に、別支出命令書による前渡資金と合わせて精算書が提出されており、財務規則第72条第2項に規定する期限に遅延していた。契約書第6条において別添仕様書を遵守の上、委託事業を処理するものと規定しているが、仕様書が添付されないまま契約書が作成されてい	1) 資金前渡に係る事務処理について、財務規則の規定を再確認し、今後の事務処理について適正執行を徹底する。	1) 物品貸付契約書により備品を貸付けているが、財務規則第161条第2項に基づく物品貸付調書が作成されていなかつた。	1) 物品貸付調書を作成し、貸付物品一覧表に登載した。
監査対象所属	農政部 農産課	監査対象所属	農政部 農産課
監査対象期間	平成23年度	監査実施日	平成24年7月12日、8月27日
監査実施日	平成24年6月22日、7月23日	監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)
(指導事項) 2件 (収入1、財産1)	講じた措置 (又は今後の方針等)	(指導事項) 2件 (支出1、財産1)	講じた措置 (又は今後の方針等)
1) 行政財産使用料の調定が遅延していた。	1) 行政財産使用料10,283円の調定処理が、平成23年10月7日になっていたが、今後は、年度当初において、徴収すべき行政財産使用料の金額を確認して速やかに調定処理を行い、こうした遅延がないようにする。	2) 今後は契約書作成時に仕様書の添付等違漏がないか確認を徹底する。	2) 貸付簿の更新を行なつた場合に、貸付簿が更新されていない場合について、報告漏れとし
監査対象所属	観光部 観光振興課	監査対象所属	観光部 観光振興課

のがあった。

続

て平成22年度以降の移動報告をして更新手
続きを行った。

監査対象所属	農政部 花き農水産課
監査対象期間	平成23年度
監査実施日	平成24年7月26日、8月27日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 1件 (支出1)	1) 平成23年度水田等フル活用持久力向上事業 (ふるさと雇用再生特別基金事業)において、 実施要領第7条第3項に規定する雇用状況報告 書が提出されていなかった。
監査対象所属	農政部 農業技術課（扱い手効率室）
監査対象期間	平成23年度
監査実施日	平成24年7月26日、8月27日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 2件 (収入2)	1) 収入未済 ①農業改良資金貸付金償還金 過年度分 132,127,635円 平成23年度分 3,887,000円 合計 先数 136,014,635円 過年度分 先数 16件 14,688,270円
監査対象所属	農政部 中北農務事務所
監査対象期間	平成23年度
監査実施日	平成24年5月7～9日、5月31日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 2件 (収入1、財産1)	1) 行政財産使用料（電柱敷き）の調定が遅延し ているものがあった。
監査対象所属	農政部 峴東農務事務所
監査対象期間	平成23年度
監査実施日	平成24年4月19～20日、5月29日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 2件 (収入1、財産1)	1) 収入未済 回収及び処理マニュアル、山梨県農業改良 資金債権管理要領に基づき、長期延滞債務 者の農業改良資金以外の債務の把握や生活 状況等の調査をするために電話や訪問面談 を実施している。その中で各長期延滞債務 者ごとに返済方法や返済時期についての話 し合いを行なっており、今後も引き続き早 期返済を促していく。 また、新たな長期延滞債務者の発生を防 ぐために、新規延滞者や延滞が懸念される 借入者に対しては早期の連絡等の対応を行 なう。 平成25年2月10日現在、債権金延滞者 14名から1,903千円、延納金延滞者6名か ら260千円を回収し1名が完済となつた。
監査対象所属	農政部 峴東農務事務所
監査対象期間	平成23年度
監査実施日	平成24年4月19～20日、5月29日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 2件 (収入1、財産1)	1) 収入未済 ①工事契約解除に伴う前払金返還利息 過年度分 先数 2件 153,125円 ②公正入札違約金 平成23年度分 先数 3件 34,415,866円
監査対象所属	農政部 耕地課
監査対象期間	平成23年度

監査対象所属	農政部 峴東農務事務所
監査対象期間	平成23年度
監査実施日	平成24年4月19～20日、5月29日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 2件 (収入1、財産1)	1) 収入未済 ①工事契約解除に伴う前払金返還利息 過年度分 先数 2件 153,125円 ②公正入札違約金 平成23年度分 先数 3件 34,415,866円

監査実施日	予備監査 平成24年7月27日・8月1～2日、8月27日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 1件 (支出1)	1) 平成23年度土地改良施設維持管理適正化事 業について、事業実績報告書が補助金交付要綱 に定める提出期限に遅延して提出されていた。 その後は、事業の進捗状況を適切に管理す ることも、補助金交付要綱に則った事務 処理を行なう。
(指導事項) 1件 (支出1)	1) 事業実施主体に対し、事業実績報告書の 提出期限を遵守するよう、口頭で指導した。 今後は、事業の進捗状況を適切に管理す ることも、補助金交付要綱に則った事務 処理を行なう。
(指導事項) 1件 (支出1)	1) 雇用状況報告書を提出させた。

係課と協議を進める。

1 件については文書及び訪問による催告を行なっているが、債務者は事業を行なつておらず、支払能力もないことから回収に至っていない。財産調査では不動産はあるものの、競売物件となっている。多額の負債を抱え、すぐには資力の回復は見込めないので、分割納付について検討する。

残り 1 件は文書による催告を行なつていが、調定以前に会社は解散（精算は未結了）しており、財産調査では土地一筆を残し殆どの不動産は処分されている等もあり、回収に至っていない。所在調査では代理取締役の住所と住居の状態が変更になっていることを確認した。

2) 取得用地に未登記のものがあった。
過年度分 247 筆 平成 23 年度分 37 筆
合計 284 筆

2) 取得用地に未登記のものがあった。
過年度分 140 筆
(平成 23 年度分の未登記筆数は、ゼロとなつた。)

監査対象所属	農政部 島根農務事務所
監査対象期間	平成 23 年度
監査実施日	平成 24 年 4 月 18 ~ 20 日、5 月 2 8 日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 1 件 (工事 1)	
1) 三井豊富地区農道 12 号第 2 工区改良工事及び増穂西部地区農業用排水路 3 号水路工事において、当初契約の工事内容と同一性が認められない別地区の農道の舗装工事を変更契約で追加施工していた。	
1) 当初契約の工事内容と同一性が認められないとする今回の指摘を踏まえ、次のように再発防止策を講じた。今後、適切な工事執行を図っていく。	
<職員への再度の周知徹底>	
各職員に対し、工事の適切な執行について改めて周知徹底を図った。	
<研修における取組み>	
耕地課とともに農業土木技術研修会を開催し、今回の事例における問題点を明示して再発防止に向けた共通認識を深めた。	
(指導事項) 2 件 (収入 1、財産 1)	
1) 賃人について、次のとおり収入未済があった。 工事契約解除に伴う前払金返還利息 過年度分 先數 2 件 182,105 円	
1) 収入未済 1 件については、裁判所が債務者法人に対して費用不足による破産手続廃止の決定の確定をしており、債権が消滅したことから、不納欠損処理を行った。	

もう 1 件については、法人登記は開設されていないものの事実上倒産状態にあり、代表者も行方不明であった。今年度所在調査を行なったところ代表者と連絡が取れたので、面談を行ない納付を求めたが、登記簿上存在しているだけで、法人としての実態はなく、また、自身の資産もなく支払困難と認識された。今後も引き続き債権回収に努めていくが、当該法人の動向に注視しつつ対応していきたい。

2) 未登記
未登記原因の調査を行なうとともに、原因に応じた対策を講じ、その解消に努めた。今後も、「過年度未登記処理方針」等に基づき、引き続き未登記の解消に取り組んでいく。

2) 取得用地に未登記のものがあった。
過年度分 140 筆
(平成 23 年度分の未登記筆数は、ゼロとなつた。)

監査対象所属	農政部 富士・東部農務事務所
監査対象期間	平成 23 年度
監査実施日	平成 24 年 4 月 2 3 ~ 2 4 日、5 月 3 0 日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 1 件 (財産 1)	
1) 取得用地に未登記のものがあった。	
1) 未登記原因の調査を行なうとともに、原因に応じた対策を講じ、その解消に努めた。今後も、「過年度未登記処理方針」等に基づき、引き続き未登記の解消に取り組んでいく。	
未登記筆数 過年度分 9 管から 6 管へと減少	
(指導事項) 1 件 (契約 1)	
1) 経営規模評価申請書データ入力業務委託契約において、データ入力業務の単価契約を締結していたが、契約書に予定期量の記載がなかつた。	
1) 今後は「支出負担行為同いチェック表」に当座独自に單価契約のチェック項目を設け、適正な契約締結を徹底することとした。なお、今年度は予定期量を明示した契約の締結を行っている。	
監査対象所属	県土整備部 治水課
監査対象期間	平成 23 年度
監査実施日	平成 24 年 7 月 1 9 日、8 月 2 2 日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）

<p>(指導事項) 3件 (収入1、支出1、工事1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>①河川工事等原因者負担金 平成23年度分 先数 1件 35,457,250円</p> <p>②雑入(不當利得の返還請求) 平成23年度分 先数 1件 122,630,985円</p> <p>収入未済の概要</p> <p>林地開発許可の規定 (森林法第10条の2)に違反し投棄された土砂が崩落し、一級河川を堰き止め下流世帯に災害の恐れがあったため、県(森林整備課及び治水課)が原因者に代わって緊急措置として行った対策工事等に係る平成18年8月に支払った費用については、完成直後から請求が可能となるが、まだ大量に土砂が埋積しており、別途県が原因者に復旧命令を発出した工事の進捗状況を見ながら請求の時期を検討することとした。</p> <p>しかしながら、復旧工事の進捗がなかなか困難なまま、再三の指導にもかかわらず是正されないこと、さらに崩落から5年が経過し、公法上の債権の消滅時効期間(5年)を経過してからの請求は権利の濫用となる恐れが生じることや、民法上の債権についても適切な請求を行っておく必要があることから、戸内関係各課との協議を重ねた上で、平成23年8月に河川法及び民法の規定により原因者に対して返還請求を行ったもの。</p> <p>2) 水防配備時に係る補食に係る経費について、前渡資金の精算が遅延していた。</p> <p>3) 錦田川河川工事において設計変更に伴う契約変更の手続きが遅延していた。</p>	<p>1) 納期限までに納付されなかつた当該負担金等については、法令の規定に基づく督促を行つた上で、面談や文書による納付催告のほか、債務者の財産調査等を実施するなど、適切な債権管理に努めてきた。</p> <p>今後も引き続き、債権者への催告、情報収集及び財産等の状況調査を行うとともに、法的措置についても検討する。</p>
---	---

補助金交付要綱第6条に基づく変更申請書が提出されておらず、繰越金が174,216円増加したものがあつた。	
以下であるため、今後とも普及啓発活動は必要なものであることから、補助金が有効に活用されるよう、各流域下水道推進協議会には再度働きかけをしていく。	

監査対象所属	県土整備部 建築住宅課
監査対象期間	平成23年度
監査実施日	平成24年7月20日、8月24日

監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
-------	-----------------

(指導事項) 2件 (収入2)	
1) 行政財産使用料の調定が遅延しているものがあつた。18件 8,092,962円	1) 行政財産の目的外使用許可の更新を迎える事業者等に対し、許可期間満了の1ヵ月前までに更新申請を行うよう通知を発送することで、事務処理の進捗状況を把握し、まとめて処理するのではなく、それぞれ速やかに処理を行うこととした。
2) 今後は、資金前渡の支出命令決裁時に精算期限の確認を行い、併せて毎月5日までに精算書の提出及び提出状況の確認を徹底し、精算書が遅れることがないようにする。	なお、今年度分の調定は、原則遅延のないよう調定済みである。
3) 事務処理要領等の周知を行い、適切な契約変更時期に対する職員の理解を深め、手続きの遅延防止に努めるとともに、変更支出負担行為向い快裁時の確認を徹底している。	2) 過年度分については、平成24年8月20日に調定済みである。
	今後は、無断退去が発生した時点で随時公社から報告をさせ、額を確定の上、滞納なく調定伺いを作成し、適切に債権管理を行っていくこととした。
(指導事項) 6件 (収入4、物品1、重点1)	
1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。	1) ①行政財産使用料 ②県営住宅使用料 ③県営住宅使用料 ④県営住宅破損賠償金 ⑤無断退去者の退去修繕費 ⑥県営住宅不履行損害賠償金 ⑦過年度分 先数 39件 732,179円 ⑧過年度分 先数 4件 351,500円 ⑨過年度分 先数 4件 732,179円 ⑩過年度分 先数 6件 2,681,291円
2) 県営住宅の無断退去者の退去修繕費について、平成23年度の修繕費は調定されていなかつた。	2) ①行政財産の目的外使用許可に伴う未済である。 ②相続人4名中3名(美子)が相続放棄。残り1名は前妻との子で連絡が取れないので状況であったが、本籍の東京都八王子市から調査し居所をつきとめ支払い交渉をしたところ、当人も相続放棄をしたことを確認。 ③その結果、相続人の範囲を子4名から、兄弟2名及び甥姪2名の計4名に拡げて、引き続き調査、接触していくこととする。 ④県営住宅使用料 ⑤戸別訪問・夜間警備、滞納者の呼び出し、連帯保証人への納入協力依頼及び督促、滞納6ヵ月の者に対する契約解除通告等を行ない、滞納の解消に努めている。平成24年度

監査対象所属	県土整備部 中北建設事務所（本所）
監査対象期間	平成23年度
監査実施日	平成24年5月17～18日、6月14日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項)	
①歳入について、次のとおり収入未済があった。	1) 収入未済について ①道路使用料 過年度分 37,711円 平成23年度分 19,320円 合計 先数 7件 57,031円
②河川使用料 過年度分 23,535円 平成23年度分 734円 合計 先数 6件 124,269円	過年度分 収入未済額 27,300円 平成23年度分 収入未済額 2,800円 合計先数 収入未済額 2件 30,100円
③工事契約解除に伴う前払金返還利息 平成13年度分 先数 1件 34,356円 平成15年度分 先数 1件 1,339,906円	過年度分 収入未済額 10,411円 平成23年度分 収入未済額 16,520円 合計先数 収入未済額 5件 26,931円
④雑入（用地買取金の返還を求めたもの） 平成23年度分 先数 1件 134,002円	文書や電話による催告を行なっている が、倒産等により帳居先不明で戻ってくる ものが多く、また、電話も不透明連絡が取 れないところが多い。（倒産・帳居先不明3 件、納入者死亡1件、その他1件）制度的 に不満を持っているその他1件について、 戸別訪問等をし納入を促している。 複数年度分の長期滞納者に対し、文書及 び戸別訪問をし納入を促したが応じないた め、強制徴収を実施する旨の通知を出した ところ、納入者本人が納付した。
⑤離入（道路不法占用に伴う占有料相当額） 平成23年度分 先数 1件 134,002円	文書や電話による催告を行なっている が、倒産等により帳居先不明で戻ってくる ものが多く、また、電話も不透明連絡が取 れないところが多い。（倒産・帳居先不明3 件、納入者死亡1件、その他1件）制度的 に不満を持っているその他1件について、 戸別訪問等をし納入を促している。 複数年度分の長期滞納者に対し、文書及 び戸別訪問をし納入を促したが応じないた め、強制徴収を実施する旨の通知を出した ところ、納入者本人が納付した。
⑥件（収入2、支出1、給与1、財産1、契約1） 1)歳入について、次のとおり収入未済があった。	1) 収入未済について ①道路使用料回収結果 過年度分 37,711円 平成23年度分 19,320円 合計先数 7件 57,031円
⑦河川使用料 過年度分 23,535円 平成23年度分 734円 合計先数 6件 124,269円	過年度分 収入未済額 27,300円 平成23年度分 収入未済額 2,800円 合計先数 収入未済額 2件 30,100円
⑧工事契約解除に伴う前払金返還利息 平成13年度分 先数 1件 34,356円 平成15年度分 先数 1件 1,339,906円	過年度分 収入未済額 27,300円 平成23年度分 収入未済額 2,800円 合計先数 収入未済額 2件 30,100円
⑨雑入（用地買取金の返還を求めたもの） 平成23年度分 先数 1件 134,002円	過年度分 収入未済額 10,411円 平成23年度分 収入未済額 16,520円 合計先数 収入未済額 5件 26,931円
⑩離入（道路不法占用に伴う占有料相当額） 平成23年度分 先数 1件 134,002円	文書や電話による催告を行なっている が、倒産等により帳居先不明で戻ってくる ものが多く、また、電話も不透明連絡が取 れないところが多い。（倒産・帳居先不明3 件、納入者死亡1件、その他1件）制度的 に不満を持っているその他1件について、 戸別訪問等をし納入を促している。 複数年度分の長期滞納者に対し、文書及 び戸別訪問をし納入を促したが応じないた め、強制徴収を実施する旨の通知を出した ところ、納入者本人が納付した。
⑪河川使用料 過年度分 強制徴収額 1,006円 未収件数 2件 未収残高 22,529円 (うち執行停止 9,360円)	過年度分 270筆 平成23年度分 6筆 合計 276筆
⑫差押え実施（滞納額未満）：1件 複数年に渡り督促、分割納付、面談いざ れも応じねいため	3) CATV の維持経費（視聴料）について、地方 自治法施行令第163条及び財務規則第76条の 規定に該当しないにもかかわらず、前金払いに より支払いを行っていた。 4) 非常勤嘱託職員の報酬のうち通勤手当に相当 する額の積算があり、過払いとなつていい るものがあった。
⑬本人死亡、相続放棄のため 滞納処分の執行停止：1件	3) CATV 維持管理料について、「支出 負担行為伺いチェック表」等を活用し財務 規則に沿った処理を行っていく。 4) 非常勤嘱託職員の通勤手当について、平 成24年8月に返納の手続きを行つた。その 後、認定業務チエックリスト等を用いて適 正な確認をすると共にチェック回数を増や す措置を講じた。
⑭差押え実施（滞納額未満）：1件 複数年に渡り督促、分割納付、面談いざ れも応じねいため	5) 取得用地に未登記のものがあった。 過年度分 270筆 平成23年度分 6筆 合計 276筆
⑮平成23年度分 収納額 25,350円(2件) 未収残高 75,384円 督促継続により納入：2件	5) 取得用地に未登記のものがあった。 過年度分 270筆 平成23年度分 6筆 合計 276筆
⑯未収入の2件について、1件は戸口訪問を 実施したが所在がなく、1件は経済的理由に より納入を拒否している。	6) 収入未済について ①道路使用料 過年度分 37,711円 平成23年度分 19,320円 合計先数 7件 57,031円

告を行っていく。 ③④工事契約解除に伴う前払金返還利息 平成13年度分 先数 1件 34,356円 及び用 地買取代金の返還を求めたもの 平成15年 度分 先数 1件 1,339,906円については、 今年度に電話催促や訪問を行つたが、引き 続き関係者に納入を督促していく。 ⑤雑入（道路不法占用に伴う占有料相当額） 平成23年度分 先数 1件 134,002円 電話による催促を行つた結果 24年5月2日 に収納となつてている。 なお、平成24年度からは、全県的に「占 有物件の管理台帳システム」を道路管理課 主導で導入する予定であり、これにより管 理台帳の一元化を行い、見落としやすい引 き継ぎ時の不備等を防ぐこととしている。 ⑥行政財産使用料について 行政財産使用料について 公営用発電設備の新設のため公有 財産の評価額が更新されたが行政財産使用 料は旧価格で算定してしまつた。 今後は相当間の連絡を密にするとともに 県行政財産使用料条例等に沿つた処理を行 うものとする。 ⑦行政財産管理料について、「支出 負担行為伺いチェック表」等を活用し財務 規則に沿つた処理を行つて行く。 ⑧非常勤嘱託職員の通勤手当について、平 成24年8月に返納の手続きを行つた。その 後、認定業務チエックリスト等を用いて適 正な確認をすると共にチェック回数を増や す措置を講じた。 ⑨平成22以前の過年度未登記について は、昨年度に引き続き専従の嘱託職員を配置 し、かつ未登記処理の正担当者として用地 課長を充て、副担当者として用地担当職員 を1名充て処理の推進を図つて行くとともに に、昨年度作成した未登記地図などにより 未登記情報を職員間で共有し、通常業務の なかでも解決できるようにしている。 また、(社)山梨県公共嘱託司法書士 協会に未登記地の調査を委託し、専門的な 見地から未登記を解消可能な案件と、境界

	未定・相続人多数など解消困難な案件は分類し、解消可能な案件から優先的に対処している。
【参考】	
平成 22 年度以前	270 筆 → 242 筆
(平成 24 年 12 月末時点)	
平成 23 年度	6 筆 → 1 筆
(平成 24 年 12 月末時点)	
6) 荒川ダム管理事務所及び公園净化槽維持管理の随意契約(見積り合わせ)において、精算価格が 50 万円を超えていたが、財務規則第 137 条に規定されている予定価格調書を作成していなかった。	6) 予定価格調書について 支出負担行為同い作成時に「支出負担行為同いチェック表」等を活用し、起業者、チェック担当者の理解を深めることにより財務規則に沿った処理を行っていく。

監査対象所属	県土整備部 中北建設事務所（岐北支所）
監査対象期間	平成23年度
監査実施日	平成24年5月14～16日、6月12日
(指掌事項)	講じた措置（又は今後の方針等）
5件 (収入2、支出1、財産1、重点1) ①歳入について、次のとおり収入未済があった。 ②河川使用料 過年度分 先数 2件 154,400円 過年度分 265,500円 平成23年度分 630,777円 合計 先数 2件 896,277円 ③雑入 (鳩河川敷既往使用料) 平成23年度分 先数 1件 335,900円 ④工事契約解除に伴う前払金返還利息 過年度分 先数 1件 1,145,556円 過年度分 先数 1件 1,45,556円 平成23年度分 630,777円 合計 先数 2件 896,277円 過年度分の1件は、未納者と納付相談並びに市及び金融機関への財産調査を考慮し、現時点での支払い能力は無いと判断した。 今後、市等が差押えた財産に交付要求を行ふ等の徵収方法を検討し、全額収納に努める。 平成23年度分は、収納済 (H24.6.7) ③雑入 (鳩河川敷既往使用料) 過年度分 先数 1件 1,145,556円 平成23年度分 先数 1件 335,900円 取納済 (H24.5.10) ④工事契約解除に伴う前払金返還利息、 過年度分 先数 1件 1,145,556円 当該法人の関係者に2回の臨戸及び1回の電話による調査を実施した。引き続き、関係機関に本人の所在並びに保有財産及び	

	<p>2) 道路使用料の調定が遅延しているものがあつた。</p> <p>3) 委託料の支払いにおいて財務規則第 57 条に規定されている請求書に記載すべき請求年月日のないものにより支払いを行つているものがあつた。</p> <p>4) 取得用地に未登記のものがあつた。</p> <p>5) 工事契約解除に伴う前払金返還利息に係る収入未済について、「山梨県債権管理ガイドライン」に定める延滞債権管理簿が作成されなかつた。</p>
	<p>3) 委託料の支払いにおいて財務規則第 57 条に規定されている請求書に記載すべき請求年月日のないものにより支払いを行つているものがあつたことについて 今後は申請書を受け付ける際には、複数人で内容について精査を行い、適正な事務手続を行うよう努める。</p>
	<p>4) 取得用地に未登記のものがあつたことについて 過年度分 242 筆 平成 24 年度末までに 7 筆の未登記を解消した。</p> <p>また、本年度末までに過年度未登記案件を、解消可能な案件と解消困難な案件に分類し、解消可能な案件を最優先に、引き続き未登記の解消に努める。</p>
	<p>5) 工事契約解除に伴う前払金返還利息に係る収入未済について、「山梨県債権管理ガイドライン」に定める延滞債権管理簿が作成されていなかつたことについて延滞債権管理簿を作成した。引き続き、債権回収のため、債務者の所在及び財産調査等を実施し、延滞債権管理簿の更新を適正におこなっていくこととする。</p>